

長 建 協 発 第 8 号
平成22年 4月 8 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略 】

「不当要求防止責任者講習」について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年3月23日付長建協発第513号文書にてご連絡しました「長崎県における平成22年度以降の主観的事項及び格付け要件の追加」における「不当要求防止責任者講習」の開催日程を入手しましたのでお知らせ申し上げます。

なお、主観点加算の要件としては、不当要求防止責任者が経營業務管理責任者であることが条件となっておりますので、**先ずは、経營業務管理責任者の方に受講していただく必要があります。**

また、受講の申し込み方法につきましては、別添の「責任者選任届出書」(**先ずは、経營業務管理責任者の方を選任**)を事前に、(財)長崎県暴力追放運動推進センターへファックス(**速やかに提出願います**)しておいていただくと、開催される日程・場所等が往復はがきで案内されますので、それによりお申し込みいただくこととなります。

追って、日程表の①・②は、建設業だけを対象とした講習で、③は全産業を対象とした講習となっており、どちらを受講しても構いませんことと、案内された日程で都合がつかない場合は、返信葉書にどの日程の講習を受講するかを記載していただくと再度案内がまいりますことを申し添えます。

※財団法人長崎県暴力追放運動推進センター

長崎市万才町5-24 ヒルサイド5ビル 4階

TEL 095-825-0893

FAX 095-825-0841